

<表4> 幼稚園 保育料基準額表 (平成12年度)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額(月額)	
階層	定 義	3歳未満児	3～5歳児
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円	0円
第2	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分町民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	町民税非課税世帯	4,000円
第3		町民税課税世帯	10,000円
第4		80,000円未満	18,000円
第5		80,000円以上 200,000円未満	31,500円
第6		200,000円以上 510,000円未満	40,000円
第7	510,000円以上	42,000円	16,500円

上記保育料は午後5時までの料金です。午後4時に降園される方は、3～5歳児に限り第4階層以降の世帯は、2,500円減額して14,000円となります。